

引上げ分に係る地方消費税収の使途について

平成２７年４月１日から消費税率（国・地方）が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分について、使途を明確化（社会保障施策に要する経費への充当）することとされています。

下記のとおり、地方消費税交付金の社会保障財源分につきましては、令和８年度太良町一般会計予算において社会保障施策に充当することとしています。

（歳入） 地方消費税交付金 200,227 千円
 うち社会保障財源分 116,999 千円

（歳出） 284,437 千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		消費税交付金 (社会保障財源化分)
社会福祉	子どもの医療費助成	27,072	4,072		200	22,800	16,000
社会保険	杵藤広域圏組合負担金 (介護保険費)	211,605				211,605	81,999
保健衛生	定期予防接種委託料	45,760			25,900	19,860	19,000
合 計		284,437	4,072		26,100	254,265	116,999